

2023年6月20日

農林水産省職員生活協同組合
理事長 土屋 幸夫

公 告

農林水産省職員生活協同組合定款第9条（届出の義務）第10条(自由脱退)第2項、
第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり「みなし自由脱退者」の公告を行う。

1, 「みなし自由脱退」とは

2年以上組合の事業を利用しておらず、住所の変更届を2年間行わなかったとき（住所が不明若しくは通知書等が所在不明等で2年間送達できていないとき）は、組合脱退の予告があったものとみなし、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて脱退することをいいます。

2, 今回対象となる組合員

2019年4月1日～2021年3月31日に退職し、上記1,「みなし自由脱退者」に該当する組合員で対象者名簿に登録された組合員とします。

3, 公告期間

2023年6月20日～2025年12月20日

4, 住所の連絡（お願い）

お心当たりのある方は、速やかに農林生協事務局へお申し出ください。

なお、対象者の名簿を当生協事務局に備え置き、当該組合員のみ閲覧可能とします。公告期間中に住所の確認が取れた組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外します。

5, 公告後の処理について

2025年12月20日までに届け出のなかった対象者を「みなし脱退者」として定款第10条第2項により、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退となります。また、その結果については次の総代会で報告します。

6, 脱退処理後について

脱退処理を行った事業年度以降は組合員資格を喪失しますが、2年間は出資金をお預かりしておりますので、お申し出いただければ出資金を返還します。

7, 問い合わせ窓口

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル

電話 03-6667-0140 農林生協 総務部 （営業時間 平日9:30～17:45）